

県南広域振興局長告示第26号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、遠野市土地改良区（遠野市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成30年3月30日

県南広域振興局長 細川 倫史

監事

濱田 平八郎 遠野市松崎町光興寺8地割19番地